**【１０月４日 帯広２回目】**

テールゲートリフター特別教育 開催のご案内

主　　催　　陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（陸災防北海道支部）

目　　的　令和５年３月２８日に、労働安全衛生規則の一部が改正され公布されました。

令和６年２月１日より、特別教育を受けた者しかテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業ができなくなります。そのため、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う事業所は、該当する全ての従業員に特別教育を実施する必要があります。（テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降版の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務が全て対象となります。）

また、『テールゲートリフターの操作の業務』を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボッ

クスパレット等をテールゲートリフターの昇降版に載せ、又は卸す等の作業を行う者にあっては、

できる限り当該教育を受けることが望ましいとされています。

当支部では、主に自社内で教育を実施する担当者を対象とした特別教育を実施します。

※ 労働安全衛生規則第36条5の４、他（公布：令和5年3月28日、施行：令和6年2月１日）

開 催 日 **令和５年１０月４日（水）１３時００分～１７時３０分**

会 　場 　**十勝地区トラック研修センター** 帯広市西19条北2丁目4番地

受講対象者 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う者・特別教育実施予定者

受講証明書 教育を修了した者に【学科教育受講証明書】を交付します。

なお、実技（2時間）は実施しません。

受 講 料 **陸災防会員８，８００円**（テキスト・税込）**・非会員１１，０００円**（同）

受講手続　　 別紙申込み書に記入・捺印の上、受講料を添えて下記へお申し込みください。

〒080-2459　帯広市西19条北2丁目4番地 十勝地区トラック研修センター

**陸災防十勝分会 TEL 0155－36－8575 FAX 0155－35－4614**

送金手続 **受付確認後に受講料を送金してください（振込手数料は受講者負担）。**

**（振込銀行）北洋銀行帯広中央支店 （普）4331250**

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部十勝分会**

**※ 事前連絡なしに受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんのでご了承ください。**

**※ 定員（１００名）になり次第、締め切りとなります。**

**※ 受講票等の事前送付はありませんので、当日そのままご来場ください。**

**≪講習時間割≫** ※（状況により、開始・終了時間が前後する事があります）

|  |
| --- |
| ① テールゲートリフターに関する知識（90分）  ② テールゲートリフターによる作業に関する知識（120分）  ③ 関係法令（30分）  ④ その他（受講証明書交付・教育を実施するにあたっての留意点等） |

**※ 自然災害等で講習が実施困難な場合は、講習を中止又は延期しますので予めご了承ください。**

**１０月４日 帯広開催分 ２回目** 受付番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| テールゲートリフター特別教育  受講申込書・修了台帳 | | | | |
|  | | | |
| ふりがな |  | | | 修了証番号 ０６－０５  ※支部記入 |
| 氏　　名 | ㊞ | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | | 交付年月日 ※支部記入 | |
| 勤 務 先 | 所在地 | 〒 | | |
| 名 称 | ℡（ 　　 　） | | |

　令和 年 月 日 陸運労災防止協会 北海道支部長 殿

記載内容確認欄**□**

※ご記入いただいた個人情報は、受講者への連絡、講習の実施及び記録保存のために利用します。

※ 事前に空き状況をご確認ください。

※ 申込者は1事業所（支店・営業所等）につき２名までとします

* １０月３日開催分に申し込まれた方の日程変更は不可となります。

5年 10月4日 帯広２回目